

豊橋市教育委員会定例会会議録

令和6年5月29日 開催

署名者

豊橋市教育委員会

山西正泰 教育長

内浦有美 委員

中島美奈子 委員

豊橋市教育委員会

令和6年5月29日(水)午後3時00分、豊橋市教育委員会定例会を教育委員会室において開催し委員を参集す。

出席委員

山西正泰 教育長、内浦有美 委員、渡辺嘉郎 委員、
中島美奈子 委員、西島 豊 委員

説明のため出席した職員

豊橋市教育委員会事務局

石川和志 教育部長

鈴木大介 教育政策課長

鈴木秀典 学校教育課長

加藤友治 教育会館長

若子尚弘 保健給食課長

松井清和 生涯学習課長

岡田亘世 美術博物館長

岩原 剛 文化財センター所長

吉川博章 科学教育センター長

坂本博一 自然史博物館長

坂口錦也 図書館長

議 事 日 程

4月定例会会議録の承認

1 議案

議案第20号 委員の解嘱について

議案第21号 委員の委嘱について

議案第22号 豊橋市指定有形文化財等の指定について

議案第23号 令和6年度豊橋市一般会計教育費補正予算について
(6月定例会) (非公開)

議案第24号 教職員の処分について (非公開)

2 協議事項

(1) 総合教育会議における協議事項について (非公開)

3 報告事項

(1) 教科用図書採択スケジュールについて (非公開)

4 定例会の日程等について

(教育長)

それでは、ただ今から、豊橋市教育委員会5月定例会を開催します。

最初に、会議録署名者の決定をしたいと思います。教育委員会会議規則第23条により、私から指名させていただきます。

今回は、内浦委員と中島委員にお願いしたいと思いますが、ただ今の指名にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(教育長)

ご異議もありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、議事日程に沿って進めてまいりたいと思います。

「4月定例会の会議録の承認」ですが、これについて何かご意見はございませんか。

(「特になし」の声あり)

(教育長)

特にご意見、ご質問もありませんので、この内容により公開して参ります。

それでは、「日程第1 議案」に移りたいと思います。

議案第20号「委員の解嘱について」と、議案第21号「委員の委嘱について」は、関連していますので一括して事務局から説明してください。

■教育政策課長、保健給食課長、美術博物館長、科学教育センター長、図書館長
説明

(教育長)

ただ今の説明についてご意見、ご質問などはございませんか。

(渡辺委員)

豊橋市美術博物館美術資料収集委員会委員を専門委員だけの3人に減らした理由は何ですか。

(美術博物館長)

美術資料収集委員会と性質の似ている歴史資料収集委員会は、専門委員のみで構成されているため、美術資料収集委員会についても今回の任期満了に伴う委嘱の際に、揃えたいと考えております。

なお、美術博物館協議会は市民が委員となっており専門委員以外の声を取り入れることができるため、美術資料収集委員会は専門委員のみで差し支えないと考えております。

(教育長)

ほかにご意見、ご質問はございませんか。

特にないようですので、議案第20号及び第21号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

(教育長)

ご異議もありませんので、議案第20号及び第21号は原案のとおり決定いたしました。

それでは、次に、議案第22号「豊橋市指定有形文化財等の指定について」を事務局から説明してください。

■文化財センター所長 説明

(教育長)

ただ今の説明についてご意見、ご質問などはございませんか。

(渡辺委員)

本件文化財の所有者は吉田神社となっておりますが、過去の火事等で焼失しなかったのですか。

(文化財センター所長)

豊橋公園付近は運よく空襲を受けなかったため、焼失しませんでした。

(教育長)

指定を受けた後は、どこで保管されますか。

(文化財センター所長)

引き続き吉田神社の蔵にて保管しますが、一部は美術博物館に寄託していただいで展示する予定です。

(教育長)

蔵での保管では、劣化する恐れはありませんか。

(文化財センター所長)

蔵の環境により、安定した状態で保管されています。むしろ、出し入れすることで劣化する可能性もあります。

(教育長)

ほかにご意見、ご質問はございませんか。

特にないようですので、議案第22号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

(教育長)

ご異議もありませんので、議案第22号は原案のとおり決定いたしました。

それでは、次に移ります。

議案第24号については、人事に関する案件であるため、豊橋市情報公開条例第6条第1項第1号の規定により、また、議案第23号、次の協議事項(1)及び報告事項(1)は、豊橋市において今後、調整・検討を要する意思形成過程の案件であるため、豊橋市情報公開条例第6条第1項第6号の規定により、非公開として行いたいと思いますが、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

(教育長)

ご異議もございませんので非公開で行います。

それでは、議案第23号「令和6年度豊橋市一般会計教育費補正予算（6月定例会）について」を事務局から説明してください。

【非公開部分】

(教育長)

それでは、次に、議案第24号「教職員の処分について」を事務局から説明してください。

【非公開部分】

(教育長)

それでは、次に、「日程第2 協議事項」に移ります。協議事項(1)「総合教育会議における協議事項について」を事務局から説明してください。

【非公開部分】

(教育長)

次に、「日程第3 報告事項」に移ります。報告事項(1)「教科用図書採択スケジュールについて」を事務局から説明してください。

【非公開部分】

(教育長)

それでは、次に「日程第4 定例会の日程等について」です。事務局から説明をしてください。

■教育政策課長 説明

(教育長)

ただ今の説明についてご意見、ご質問はございませんか。

ないようでしたら、以上をもちまして、本日の予定を終了いたします。ありがとうございました。

午後 4 時 4 5 分 閉会

豊橋市教育委員会教育長

委 員

委 員